

京 都 大 学 安 全 衛 生 管 理 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後																
<p>(前 略)</p> <p>(産業医)</p> <p>第13条 本学に、安衛法第13条に定めるところにより、教職員の健康管理等を行わせるため、事業場ごとに産業医を置く。</p> <p>2 産業医は、教職員の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について、安衛則第14条第2項の要件を備えた者のうちから、総長が選任する。</p> <p>3 <u>各事業場ごとに選任する産業医の数は、別表第2に掲げるとおりとする。</u></p> <p>4 第1項の産業医の職務を統括させるため、総括産業医を置く。</p> <p>5 総括産業医は、産業医のうちから、総長が指名する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(委員会の運営)</p> <p>第23条 事業場委員会は、毎月1回以上開催するものとする。</p> <p>2 事業場委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、開催することができない。</p> <p>3 事業場委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。</p> <p>4 事業場委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。</p> <p>5 事業場委員会に関する事務は、<u>別表第3</u>に掲げる事務部等が行う。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、事業場委員会の運営に関し必要な事項は、当該事業場委員会が定める。</p> <p>(後 略)</p> <p>別表第1 (略)</p> <p>別表第2 (第13条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業場の区分</th> <th style="text-align: center;">産業医の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉田事業場</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>病院事業場</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>宇治事業場</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>桂事業場</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>熊取事業場</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>犬山事業場</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> <tr> <td>大津事業場</td> <td style="text-align: center;">1人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(備考) 吉田事業場の産業医のうち1人並びに病院事業場及び桂事業場の産業医は専属とする。</p> <p>別表第3 (略)</p>	事業場の区分	産業医の数	吉田事業場	2人	病院事業場	1人	宇治事業場	1人	桂事業場	1人	熊取事業場	1人	犬山事業場	1人	大津事業場	1人	<p>(産業医)</p> <p>第13条 本学に、<u>安衛法第13条及び安衛則第13条</u>に定めるところにより、教職員の健康管理等を行わせるため、事業場ごとに産業医を置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>(委員会の運営)</p> <p>第23条 } (同 左)</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 } (同 左)</p> <p>5 事業場委員会に関する事務は、<u>別表第2</u>に掲げる事務部等が行う。</p> <p>6 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成27年9月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。</p> <p>別表第1 (同 左)</p> <p>別表第2 (同 左)</p>
事業場の区分	産業医の数																
吉田事業場	2人																
病院事業場	1人																
宇治事業場	1人																
桂事業場	1人																
熊取事業場	1人																
犬山事業場	1人																
大津事業場	1人																